

E 中 振 袖 着 付

課 題: 通常成人式のとき用いられるもので、袋帯(六通または全通)を使用したもの。
 競技は、「衿とじ」の作業及び「化粧、ヘアスタイル作り、ボディ補整、長襦袢着付」までの作業と「振袖着付、帯結び」の作業に分けて行う。
 長襦袢着付までの作業は監視委員立会いの下に控室で行い、「振袖着付、帯結び」の作業は競技ステージで行う。

出場資格: 愛知県内の美容組合員及び従業員(保健所へ従業員の届け出がしてあること)であり、美容師免許有資格者。(申込時に美容師免許証のコピーを提出すること。)

競技時間:【控 室】衿 と じ の 作 業 …………… 25分
 長襦袢着付までの作業 …………… 80分
 【競技ステージ】振袖着付、帯結びの作業 …………… 20分

競技に関する制限及び禁止事項(違反した場合は、減点もしくは失格となる。)

禁止事項

- ① 競技中、選手同士又はモデル・観客と会話等をしてはならない。
- ② 競技中、用具の貸し借りをしてはならない。
- ③ 競技中、他の選手に迷惑をかけるような言動、及び監視委員の指示に従わない等の行為は、退場を命じることがある。
- ④ 長襦袢及び振袖の衿とじ、重ね衿、伊達衿付けを事前に行うことは認めない。
 (ただし、長襦袢及び振袖の衿とじは、大会当日の朝、競技前に監視委員立会いの下で、長襦袢着付までの作業時間80分とは別に25分間で行う。その後、作業しやすいようにたたみ直すこと。)
- ⑤ 帯に形付けをしたり、帯結びの過程につながる過度のたたみ方をしておくことは認めない。
- ⑥ 帯や着物などに糸印をつけておくことは認めない。
- ⑦ 極端に完成されたボディ補整用具の使用は認めない。
- ⑧ ボディ補整のパットやタオルはとじ付けてあってはならない。
- ⑨ 肌着の下にブラジャー等(和装用を含む)の使用は認めない。
- ⑩ 帯のアクセサリは認めない。
- ⑪ かつらの使用は認めない。
- ⑫ おはしより芯の使用は認めない。
- ⑬ 袖の錘用の板紙等の使用は認めない。
- ⑭ ものさし類の使用は認めない。
- ⑮ モデルは競技開始前に、えり・顔に化粧、パック、(コットンパックを含む)がしてあってはならない。
- ⑯ モデルは競技中はもとより、控室等にあっても化粧施術を禁止する。
 (アイテープ、つけまつ毛を使用する場合は、選手が競技時間内(80分)につけること。)
- ⑰ モデルが、ひも・伊達巻き・帯あげなどを結ぶことは認めない。
 (ただし、ひも・伊達巻き・帯あげなどを腕にかけたり、手に持つことはさしつかえない。)
- ⑱ モデルが、袖・衿元・裾などを修正することは認めない。
 (ただし、たもとを持ち上げること及び衿合せを押さえることはさしつかえない。)
- ⑲ 競技終了後、選手はモデルに一切触れてはならない。
- ⑳ 助手の使用は一切認めない。
 (ただし、競技用具の搬出入のために、係員の指示に従って助手を指定した場所まで立ち入りさせることはさしつかえない。)

制限事項

- ① 選手の服装は、競技に相応しいものとし、上衣は衿付で白いもの(色、柄は禁止)、下は黒又は濃紺のスカート又はスラックスとする。(ミニ丈は禁止する。)靴は、ヒールの低いものとする。(ブーツは不可)
- ② 着物の色は、黒又はそれに近い色は禁止とする。
- ③ 着物の袖付の長さは18cm以上とする。
- ④ 帯結びの型については、最近2年間の全日本美容講師会TMモード(第103回:平成30年9月25日「祥雲(しょううん)」「はなびら」、第102回:平成29年9月26日「未輝(みき)」「光鱗(こうりん)」)で発表された帯結びの中から選ぶこと。(アレンジは不可)

- ⑤帯あげは、入りの字型とする。
- ⑥帯じめは、中心で結ぶこと。
- ⑦トータルバランスを考慮して過剰にならない範囲で、ヘアピース、ヘアアクセサリーの使用は良い。ただし、ヘアピースについては事前に形付けしていないもの(ストレート又はローラーに巻いたもの)で個数は1個とし、頭部(出来上り)の1/3以上を覆ってはならない。また、ヘアアクセサリーはヘアスタイル(出来上り)の1/3以上を覆ってはならない。
- ⑧前身頃の衽の縫目と「おはしより」の縫目はそろえること。

準備事項

- ①オリジナルセットは事前に作り、ヘアのドライビングが完了されている状態で会場入りすること。アミカーラー等ははずしても良いが、ブロックにまとめて留めることは認めない。(ダウンスタイルにしておくこと。)

衣裳類持ち込みに際しての禁止事項

(a) 中振袖

- ①身幅にアールをつけて胴部を絞った仕立ては認めない。
- ②芯を入れるなどの加工をしてはならない。
- ③袖付にあて布があってはならない。
- ④重ね衿、伊達衿は着物に付けてあってはならない。

(b) 長襦袢

- ①衿は、三河芯に半衿を付けたもの以外は認めない。その他、特別に考案・加工された、特殊な型式のものも認めない。
- ②半衿は白無地とする。
- ③上下セパレートのものも認めない。
- ④巡礼衿は認めない。
- ⑤後衿の力布は、あってはならない。

(c) 帯

- ①特定のひだの折り癖が強くつけられているものは認めない。

(d) 着付小物

- ①コーリンベルトの使用は認めない。

[注] 競技用具は、大会当日の朝、競技前に監視委員が厳重に点検を行う。

その他の注意事項

- ①アイロンは使用できない。
- ②控室で電源の使用は禁止する。
- ③競技終了後、選手は直ちに用具その他のものを持って退場しなければならない。
- ④審査はモデルが草履を履いた状態で行う。
- ⑤審査中のモデルのポーズは図の通りとする。(資料図Ⅱ参照)
- ⑥競技時間内に出来てないもの(クリップの取り忘れ、草履を履かせていないもの等)は未完成とし、審査は行わない。



資料図Ⅱ

競技用具の準備(選手が準備するもの)

(a) ①中振袖 ②重ね衿又は伊達衿 ③袋帯(六通または全通) ④長襦袢(長襦袢の衿は三河芯にして、三河芯幅に半衿をつけたもの。) ⑤帯じめ ⑥帯あげ ⑦草履 ⑧衣装敷(紙) ⑨衣装箱(赤色で高さ18cm位の一般的に使用されているもの。)
(b) ①小物付属品「足袋、肌襦袢、裾よけ又はワンピース型肌着、腰ひも、ゴム仮ひも(寿仮ひも可)、伊達巻き(2本)、ボディ補整用具(綿花、タオル、さらし又はガーゼ)、帯枕、帯板、カラーバンド又は輪ゴム、クリップ類、衿芯(長襦袢及び着物の衿用として和紙(半紙、障子紙、奉書紙)を使用のこと。ただし折ってあってはならない。)」
(c) ヘア用具一式
(d) 化粧用具一式(鏡は40cm×30cm以内のものとし、台に乗せてはならない。)
(e) 裁縫用具一式

第 102 回『未輝』



第 102 回『光鱗』



第 103 回『祥雲』



第 103 回『はなびら』

